

埼玉県の人口動態概況（概数）について

これは、厚生労働省が令和6年1月から12月までの人口動態調査票を集計したものを年計として公表するものです。

なお、この概況による数値は概数のため、後日公表予定の確定数とは異なる場合があります。

統計表の表章記号の規約

—	計数のない場合
…	計数不明の場合又は計数を表章することが不適当な場合
・	統計項目のあり得ない場合
0.0	数値の微少（0.05 未満）の場合
△	減を表す場合

注：掲載の数値は四捨五入してあるので、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

○ 厚生労働省ホームページにおいて、人口動態統計の調査結果を閲覧できる。

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1.html>

<用語の解説>

1 出 産

出生に死産を加えたものをいう。

2 自然増減

出生数から死亡数を減じたものをいう。

3 乳児死亡

生後1年未満の死亡をいう。

4 新生児死亡

生後4週未満の死亡をいう。

5 早期新生児死亡

生後1週未満の死亡をいう。

6 死 産

妊娠満12週（妊娠第4月）以後における死児の出産をいい、死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。

7 周産期死亡

妊娠満22週以後の死産に早期新生児死亡を加えたものをいう。

8 妊産婦死亡

妊娠中又は妊娠終了後満42日未満（昭和53年までは「産後90日以内」、昭和54年から平成6年までは「分娩後42日以内」としている）の女性の死亡で、妊娠の期間及び部位には関係しないが、妊娠もしくはその管理に関連した又はそれらによって悪化したすべての原因によるものをいう。ただし、不慮又は偶発の原因によるものを除く。

なお、概数では死因簡単分類の15000「妊娠，分娩及び産じょく」の数を用いている。

9 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数値である。

1人の女性がその年齢出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

なお、算出に用いた15歳及び49歳の出生数にはそれぞれ14歳以下、50歳以上を含んでいる。

<比率の解説>

出生率・死亡率・婚姻率・離婚率	=	$\frac{1 \text{ 年間の事件数}}{10 \text{ 月 1 日の人口}}$	× 1,000
自然増減率	=	$\frac{1 \text{ 年間の自然増減数（出生数－死亡数）}}{10 \text{ 月 1 日の人口}}$	× 1,000
乳児死亡率	=	$\frac{1 \text{ 年間の乳児（出生 1 年未満）死亡数}}{1 \text{ 年間の出生数}}$	× 1,000
新生児死亡率	=	$\frac{1 \text{ 年間の新生児（生後 4 週未満）死亡数}}{1 \text{ 年間の出生数}}$	× 1,000
死産率（総数・自然・人工）	=	$\frac{1 \text{ 年間の死産数}}{1 \text{ 年間の出産数（出生＋死産）}}$	× 1,000
周産期死亡率	=	$\frac{\text{妊娠満 22 週以後の死産数} + \text{早期新生児（生後 1 週未満）死亡数}}{1 \text{ 年間の出産数（出生＋妊娠満 22 週以後の死産数）}}$	× 1,000
妊娠満 22 週以後の死産率 （後期死産率）	=	$\frac{1 \text{ 年間の妊娠満 22 週以後の死産数}}{1 \text{ 年間の出産数（出生＋妊娠満 22 週以後の死産数）}}$	× 1,000
早期新生児死亡率	=	$\frac{1 \text{ 年間の早期新生児（生後 1 週未満）死亡数}}{1 \text{ 年間の出生数}}$	× 1,000
死因別死亡率	=	$\frac{1 \text{ 年間の死因別死亡数}}{10 \text{ 月 1 日の人口}}$	× 100,000
合計特殊出生率	=	$\left(\frac{1 \text{ 年間の母の年齢別出生数}}{10 \text{ 月 1 日の年齢別女性人口}} \right)$	の 15 歳から 49 歳までの合計 (5 歳階級で算出する時は 5 倍する)

<比率算出に用いた人口>

○全国・埼玉県

総務省統計局「人口推計（令和 6 年 10 月 1 日現在）」の日本人人口

○さいたま市保健所・さいたま市

厚生労働省「令和 6 年（2024）人口動態統計（概数）の概況」の諸率の算出に用いた人口のうち、特別区－指定都市人口（総人口）